

平成24年9月10日

平成24年度第2回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

第1回審議会会議録の確認について

2 議 題

(1) 報告事項

平成24年度可燃ごみ処理状況等について

(2) 小金井市ごみ減量施策等について

(3) その他

燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について

単位：トン

項 目	平成23年度			平成24年度			比較増減量 (G = F - C)	比較増減率
	合 計 (C = A + B)			合 計 (F = D + E)				
	家庭系(A)	事業系(B)		家庭系(D)	事業系(E)			
4月	1,047.6	56.1	1,103.7	954.9	50.6	1,005.5	△ 98.2	△ 8.90%
5月	1,098.4	59.6	1,158.0	1,138.6	52.2	1,190.8	32.8	2.83%
6月	1,076.5	58.1	1,134.6	1,056.7	51.5	1,108.2	△ 26.4	△ 2.33%
7月	1,061.8	57.3	1,119.1	1,050.7	57.4	1,108.1	△ 11.0	△ 0.98%
(小計)	4,284.3	231.1	4,515.4	4,200.9	211.7	4,412.6	△ 102.8	△ 2.28%
8月	1,082.9	58.9	1,141.8			0.0		
9月	1,044.1	68.5	1,112.6			0.0		
10月	1,005.7	61.3	1,067.0			0.0		
11月	1,074.3	66.9	1,141.2			0.0		
12月	1,098.3	58.8	1,157.1			0.0		
1月	1,032.7	51.4	1,084.1			0.0		
2月	947.5	55.8	1,003.3			0.0		
3月	1,010.6	57.7	1,068.3			0.0		
合 計	12,580.4	710.4	13,290.8					

ごみ減量への取り組み

小金井市環境部ごみ対策課



小金井市ごみ減量キャラクター
「くるくるカメくん」

市を取り巻く状況

● 可燃ごみの中間処理

小金井市の可燃ごみを焼却処理してきた二枚橋衛生組合（構成市：調布市・府中市・小金井市）は、増加するごみや施設の老朽化に対応するため施設の更新に取り組んできましたが、これを実現するには至りませんでした。

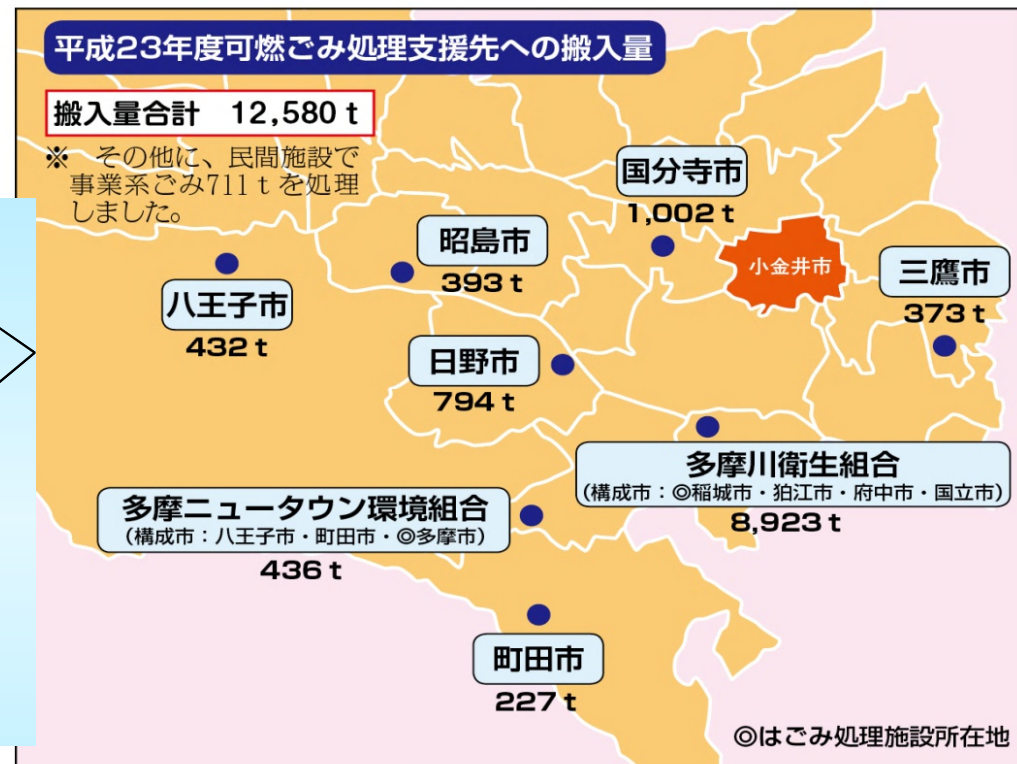
その間、施設の補修等を行ってきましたが、施設の老朽化が著しいことから、平成19年3月に全焼却炉の運転を停止しました。

市を取り巻く状況

● 広域支援

小金井市の可燃ごみは平成19年4月以降、多摩地域の市・町・一部事務組合のご協力により処理をしていただいています。

平成19年度 8施設
平成20年度 9施設
平成21年度 6施設
平成22年度 4施設
平成23年度 8施設
平成24年度 4施設



市を取り巻く状況

● 新ごみ処理施設の建設について(1)

平成16年5月 国分寺市へ可燃ごみの共同処理の申し入れを行う。

平成18年11月 庁内に小金井市焼却施設問題等検討委員会を設置し建設候補地について検討を重ね、2か所を選定する。
(ジャノメシン工場跡地、二枚橋焼却場用地)

平成19年6月 市民参加による新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会を設置し、建設候補地を提示して建設場所の選定について諮問をする。

平成20年6月 市民検討委員会から二枚橋焼却場用地を新ごみ処理施設の建設場所として答申される。

市を取り巻く状況

● 新ごみ処理施設の建設について(2)

平成21年1月

新ごみ処理施設の建設場所として二枚橋焼却場用地を取得したいとする小金井市の考え方を、調布市・府中市にお伝えする。

平成21年2月

諸般の事情により、新ごみ処理施設の建設場所の決定を延期した。同時に、東京都が、調布市・府中市・小金井市間の調整を円滑に進めるため、協議の場を設けることとなり、二枚橋衛生組合の解散を最優先課題として取り組むことが確認された。

平成22年3月

組合各構成市議会において、組合解散および財産処分に係る関連議案が可決され、二枚橋衛生組合が解散した。

市を取り巻く状況

● 新ごみ処理施設の建設について(3)

平成22年3月

市としての明確な方針を持つ必要があることから、新ごみ処理施設の建設場所として二枚橋焼却場跡地と決定した。なお、今後、建設実現のための2点の課題(関係市のご理解を得ること及び周辺住民との信頼関係を構築すること)に取り組むこととした。

平成24年2月

調布市から、二枚橋焼却場跡地の調布市所有分は、独自にリサイクルセンター機能の一部を移転したいとする旨の考え方が示される。

市を取り巻く状況

● 最終処分の状況について

多摩地域25市1町の焼却灰や不燃ごみの埋立処分を行っている日の出町の「ニツ塚廃棄物広域処分場」では、平成23年度末までに全体の約44.4%に相当する量が埋め立てられています。

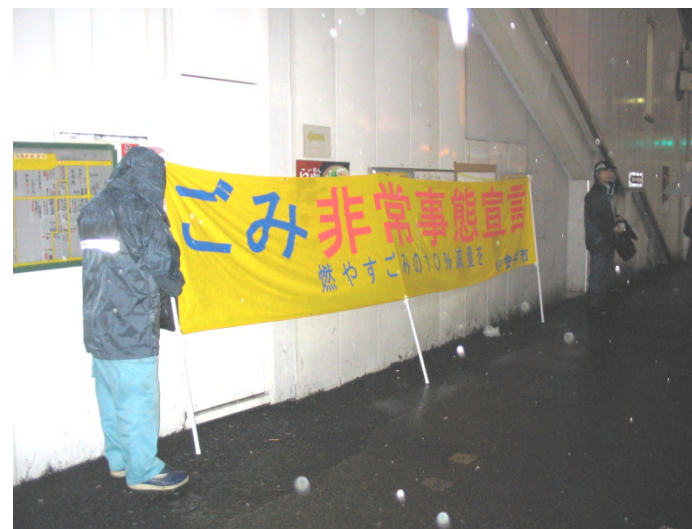
処分場延命のため、焼却灰をエコセメントとして再利用する事業が18年度から実施されています。



市を取り巻く状況

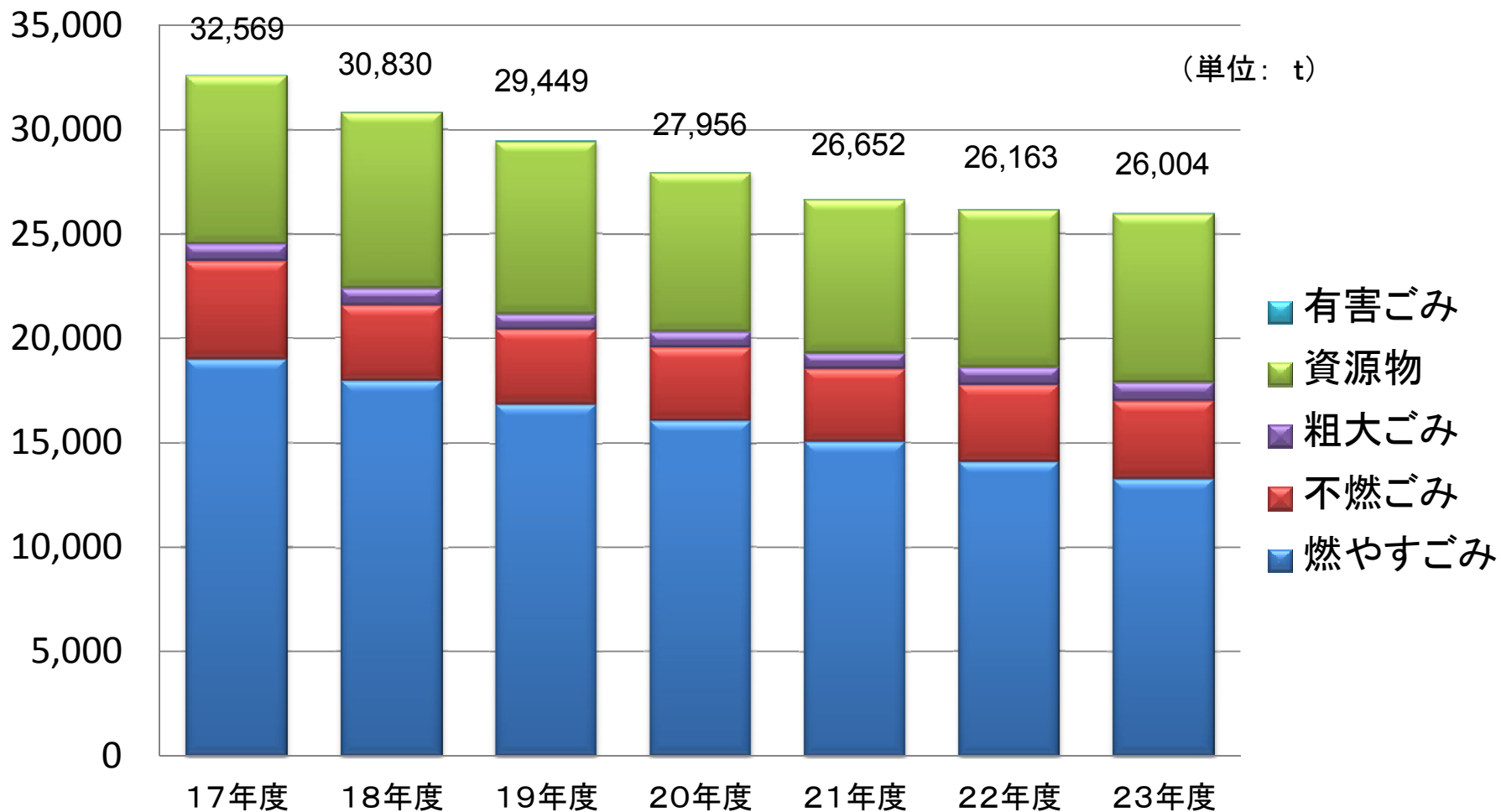
● 平成18年 ごみ非常事態を宣言

市報・HPなどによる広報活動、市内各所で説明会、駅頭でのキャンペーンなどを通じて市民の皆さんにごみの減量を訴えています。(宣言は現在も継続中です)



市を取り巻く状況

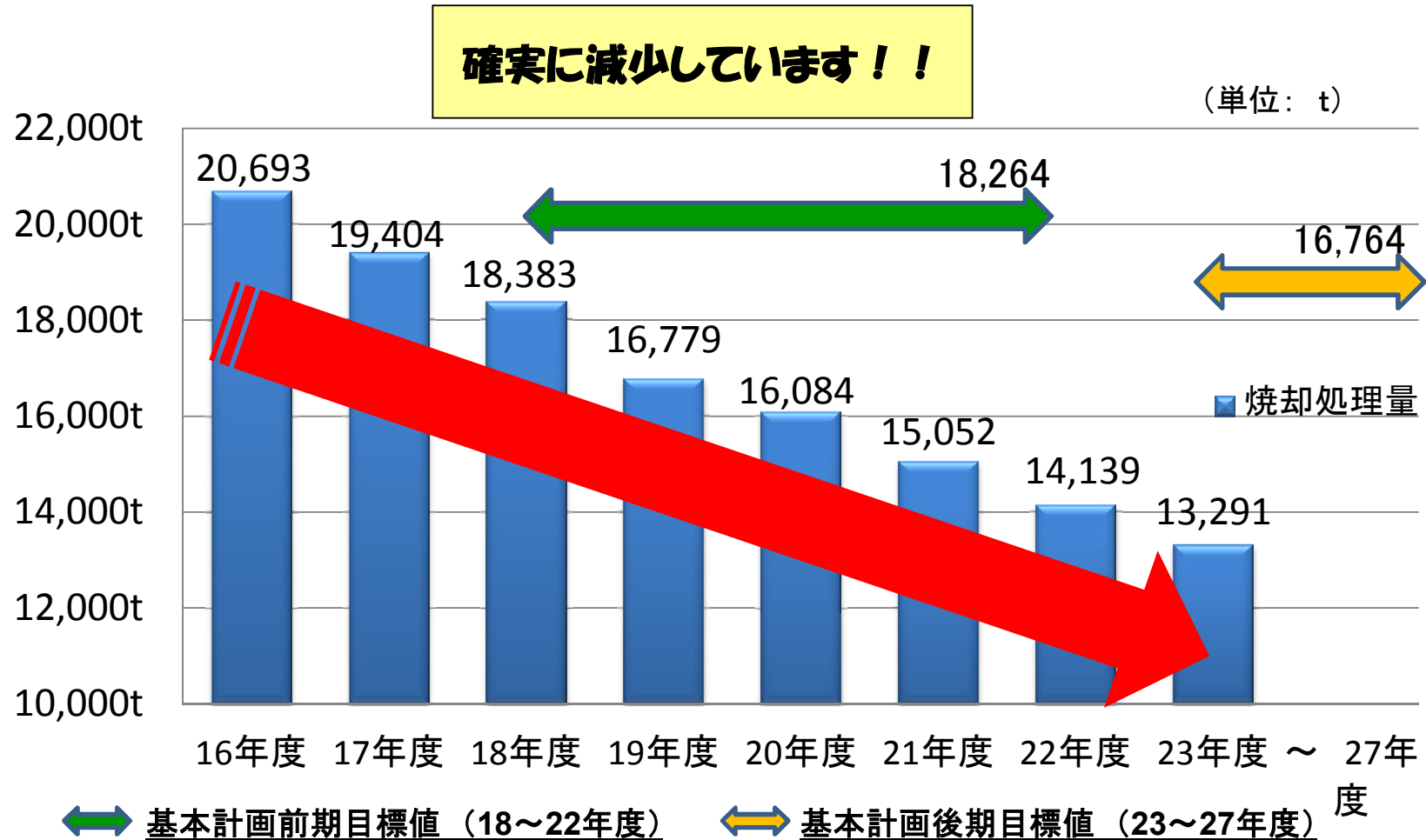
● ごみ量年度別推移



※不燃ごみについては、平成17年度以前は、3分別収集実施前の「燃やさないごみ」の量を示し、平成18年度以降は、3分別収集実施後の「燃やさないごみ」「プラスチックごみ」の合計量を示します。

市を取り巻く状況

● 燃やすごみ焼却処理量推移



ごみ減量・資源化施策



ごみ減量・資源化施策

● 収集区分の経緯

平成17年4月 戸別収集の開始

市内を4地区に分け、順次戸別収集を開始しました。

同年7月から全地区、同年8月から家庭ごみの一部(燃やすごみ、燃やさないごみの2種類)の有料化を実施しました。(有害ごみ、資源物は無料)

平成18年4月 燃やさないごみの3分別収集開始

従来の燃やさないごみを、プラスチックごみ、金属、その他の燃やさないごみの3種類に分けて収集を開始しました。(プラスチックごみ、その他の燃やさないごみは有料、金属は資源として無料)

平成19年4月 シュレッダーごみの資源化回収開始

今まで焼却処分していたシュレッダーごみを資源として回収できるように変更しました。

ごみ減量・資源化施策

● 収集区分の経緯

平成20年4月 剪定枝の戸別回収を一部地域で開始

家庭から排出された剪定枝について、一部地域で申し込み制による戸別回収を開始しました。(同年10月から全市域)

平成22年2月 生ごみ乾燥物の戸別回収を一部地域で開始

家庭から出た生ごみ乾燥物を順次、地区別に申し込み制による戸別回収を開始しました。(同年9月から全市域)

平成23年4月 剪定枝の回収方法を変更

枝木・雑草は1束(袋)から、落ち葉は3束(袋)からの申し込み制による回収に変更しました。

平成24年4月 布の収集品目の追加

今まで焼却処分していた「革製衣類、わた入り衣類、帽子、カーテン」を資源として回収できるように変更しました。

ごみ減量・資源化施策

● 分別指導

今日出したごみに
貼り紙を貼られた
のはなぜ？

プラスチックごみと
燃やさないごみの
違いは？

小さな紙も資源
になるの？

このごみは
いつ出すの？

電話による対応

清掃指導員がご自宅などを
訪問し、対面式による分別指導

一つ一つの日々の積み重ねを大切にしています。

ごみ減量・資源化施策

● 生ごみ資源化施策(1)

平成18年10月 生ごみ乾燥物堆肥化実験施設設置

市内小・中学校や保育園に設置されている生ごみ減量化処理機器で生成された乾燥物を堆肥化するため実験施設を設置しました。

施設で生成された堆肥は、市内農家に引き渡し、野菜などの栽培に使用されています。

電動生ごみ処理機
(乾燥型)

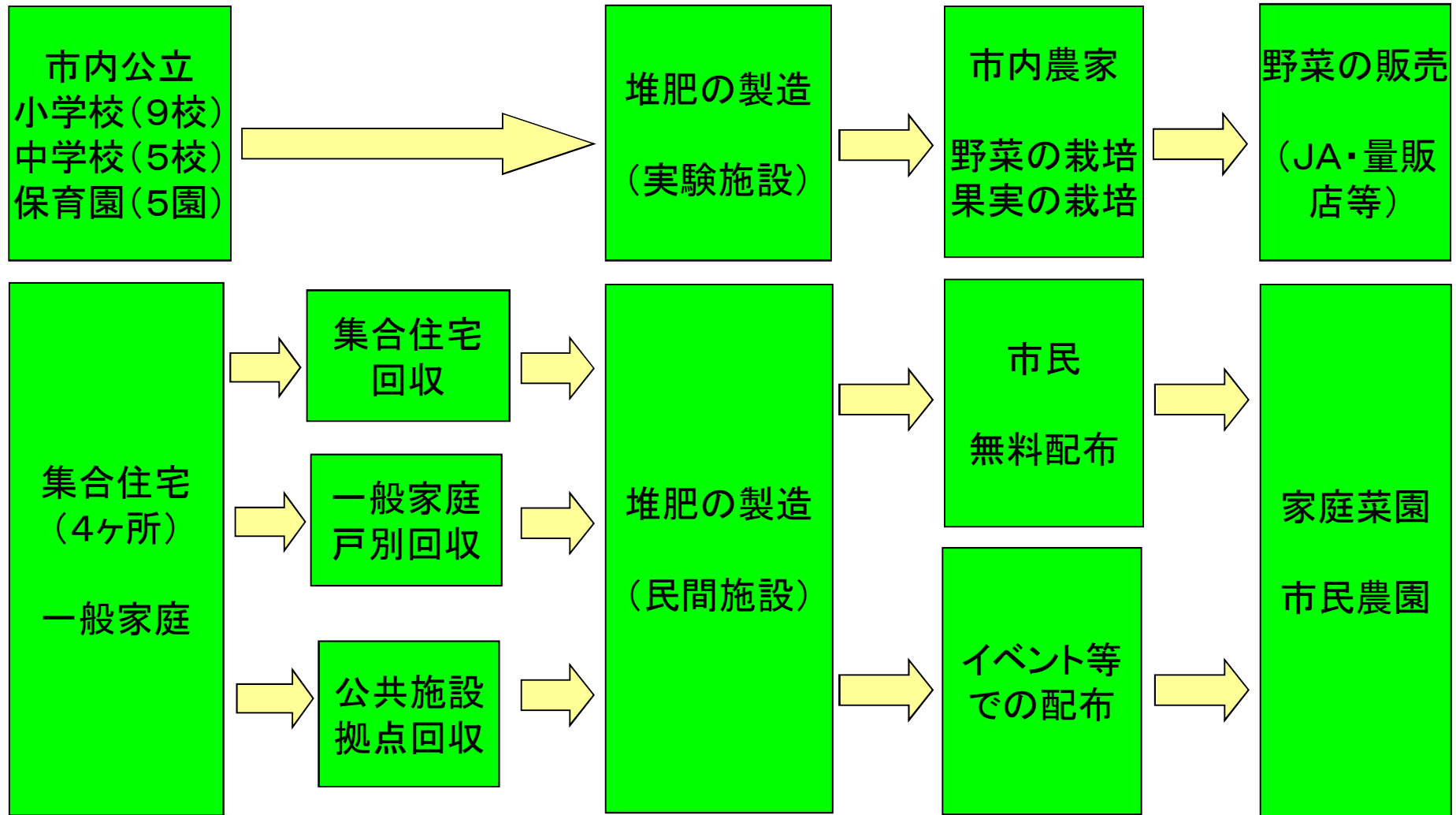
市内公立小学校
市内公立中学校
市内公立保育園

堆肥の製造



ごみ減量・資源化施策

● 生ごみ資源化施策(2) 食品リサイクル堆肥フロー図



※ その他、市施設(東児童館)に電動生ごみ処理機消滅型が設置されています。¹⁶

ごみ減量・資源化施策

● 生ごみ資源化施策(3)



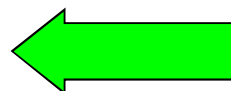
堆肥化



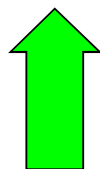
生産



販売



消費



循環型
社会

ごみ減量・資源化施策

● 生ごみ資源化施策(4)



食品リサイクル堆肥無料配布



生ごみリサイクル教室



夏休み生ごみ投入リサイクル事業

ごみ減量・資源化施策

● 生ごみ資源化施策(5)

平成19年4月 家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助金の拡充
生ごみの減量をさらに促進するため、補助率、補助金額の拡大を行いました。

変更内容(電動式の場合)

- ・補助率: 50% → **80%**
- ・補助限度額: 3万円 → **5万円**



ごみ減量・資源化施策

● 生ごみ資源化施策(6)

平成21年6月 事業用生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の開始
燃やすごみのさらなる減量の必要性から、家庭用に続き、事業用生ごみ減量化処理機器購入費補助制度についても導入しました。

(補助内容)

- ・補助限度額： 100万円
- ・補助率： 50%



ごみ減量・資源化施策

● 生ごみ資源化施策(7)

平成20年4月 生ごみ減量化処理機器による生成物の拠点回収開始
燃やすごみの減量を目的に、ご家庭で使用されている生ごみ減量化処理機器によってできた生成物について、市内施設での拠点回収を開始しました。回収した生成物は食品リサイクル堆肥となります。

平成22年2月 生ごみ乾燥物の戸別回収を一部地域で開始
家庭から出た生ごみ乾燥物を順次、地区別に申し込み制による戸別回収をスタートしました。(同年9月から全市域)
回収した生ごみ乾燥物は、食品リサイクル堆肥となり、市民の皆さんに無料で配布しています。



生ごみ乾燥物ボックス



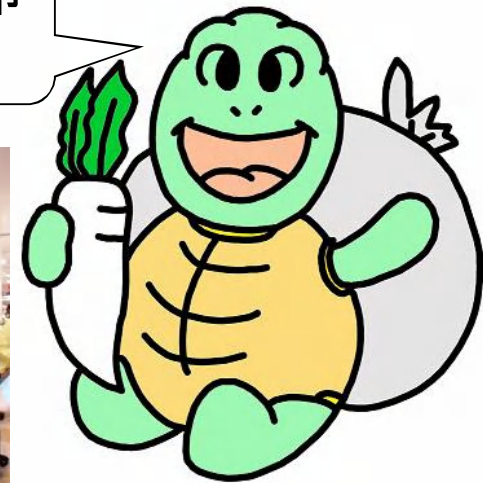
ごみ減量・資源化施策

● 生ごみ資源化施策(8)

平成22年3月 食品リサイクル堆肥を使用した野菜の販売開始
有機性資源の循環システムの構築をめざすため、市内農家の方々により、食品リサイクル堆肥を使用した野菜の栽培が行われ、そこで栽培された野菜を、JAや市内農産物取扱店などで販売を始めました。



このシールが目印だよ。



食品リサイクル堆肥野菜PRキャラクター

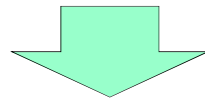
「くるくるカメくん」

ごみ減量・資源化施策

● ざつがみの資源化施策(1)

平成20年10月 ざつがみの資源化推進事業のモデル実施(2回)
平成21年6月

燃やすごみに多く含まれているざつがみに注目し、ざつがみリサイクル袋を作成・使用し、ざつがみは資源になるという意識の浸透を図りました。その結果、分別の徹底を推進することができました。



(ざつがみ資源化施策)

- ・市報、ホームページ及びチラシによる周知徹底
- ・出前講座や講習会などの実施
- ・希望者には、ごみ対策課窓口・公民館(本館除く)にて、ざつがみリサイクル袋の配布



市民の皆さんの自発的な取り組みとして、「ざつがみは資源になる」という意識の浸透を図っていきます。

ごみ減量・資源化施策

● ざつがみの資源化施策(2)



ざつがみリサイクル袋の作り方 ざつがみリサイクル袋は自宅で簡単に作成できます

- リサイクルできる紙を用意する。
- 紙の両サイドから中心に向かって折り、1.5cm程重なるように糊付けをする。(これで、筒状になる)
- ②で折り目となった両サイドを少し折る。いったん広げ、マチになるように内側に折り返す。
- ③で折り上げた部分を折り広げ、図のように箱を作る。(箱の部分が袋の底になる)
- 点線にそって糊を付ける。
- 糊付けた部分の上端をたたみ、図に示した部分に糊を付ける。
- 最後に下端をたたみ、糊付けた箇所すべてを貼る。
- 完成

ごみ減量・資源化施策

● 剪定枝資源化施策(1)

平成19年4月 剪定枝の一部資源化開始

従来は焼却処理されていた剪定枝(草、落ち葉含む)の一部資源化を開始しました。(小金井市シルバー人材センターが剪定したもの)

平成20年4月 剪定枝の戸別回収を一部地域で開始

家庭から排出された剪定枝(草、落ち葉含む)について、一部地域で申し込み制による戸別収集を開始しました。(同10月から全市域)

平成23年4月 剪定枝の回収方法を変更

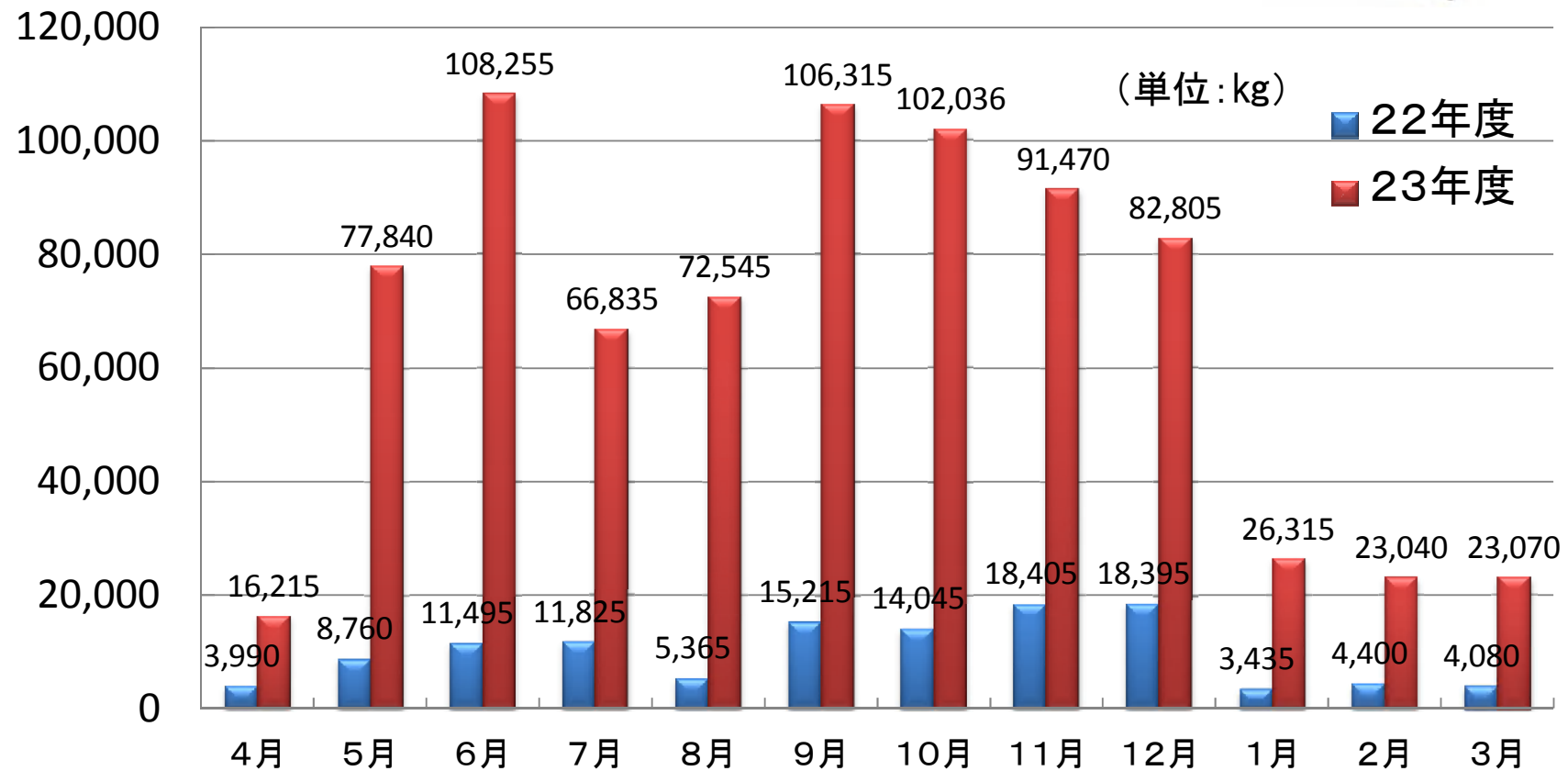
剪定枝(雑草、落ち葉含む)4束(袋)以上からの回収を、枝木・雑草は1束(袋)から、落ち葉は3束(袋)からの申し込み制による回収に変更しました。

ごみ減量・資源化施策

● 剪定枝資源化施策(2)



枝木・雑草・落ち葉の回収量



ごみ減量・資源化施策

● くつ・カバン類などの拠点回収

平成24年4月 くつ・カバン類などの拠点回収を開始

ご家庭で不要になったくつ・カバン類、ベルトやぬいぐるみの拠点回収を開始しました。回収したものは、国内外でリユース(再使用)します。

(とき)

毎月第2火曜日午後2時～3時30分

(場所)

リサイクル事業所前(中町3-19-16)



ごみ減量・資源化施策

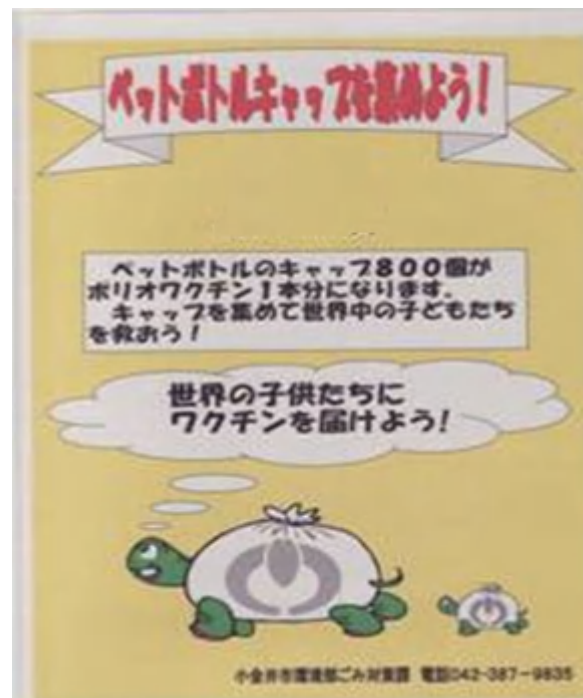
● ペットボトルキャップの拠点回収

平成21年2月 ペットボトルキャップの拠点回収の実施

回収されたペットボトルキャップはNPO団体を通じて、その収益をワクチン代として、世界中の子どもたちに寄付されます。

また、市内施設13ヶ所に専用の回収容器を設置しています。

ペットボトル
回収容器



啓発について



啓発について

● ごみゼロ化推進制度

平成18年10月 ごみゼロ化推進員制度発足

従来の「廃棄物減量など推進員制度」を発展的に解消し、新たに「ごみゼロ化推進員」の委嘱をしました。

事業所部会
まち美化部会
ごみゼロ化啓発部会

- ・ごみの減量啓発、適正排出
- ・資源化、再利用の促進
- ・まちの美化、清掃活動
- ・方策の検討
- ・各種キャンペーンの参加など



啓発について

● ごみ相談員制度

平成23年10月 ごみ相談員制度発足

ごみ分別及びリサイクルを指導するごみの相談員制度を導入し、ごみゼロ化推進員のご協力のもと、市民へのより身近な分別指導を行えるよう体制を整えることができました。

ごみ相談員の一部の方には、
自宅玄関先にプラスチック製の
プレートを表示していただいで
います。



啓発について

● チラシ・グッズなどの作成・配布

各種啓発用チラシ・グッズなどの作成・配布

市民の皆さんに、ごみ減量・リサイクルの推進を強く呼びかけています。

- ★「発生抑制・生ごみの水切り」を呼びかけるため、ティッシュや水切りネットなどを作成し、ごみ減量キャンペーン、市民まつりなどで配布
- ★「分別の徹底」を呼びかけるため、チラシ(ざつがみの分別、プラスチックごみの正しい方)を、市内全戸に配布
- ★ごみ非常事態宣言を受け、市内各所に横断幕を掲出
- ★収集運搬車両前面に車両用横断幕を掲示



啓発について

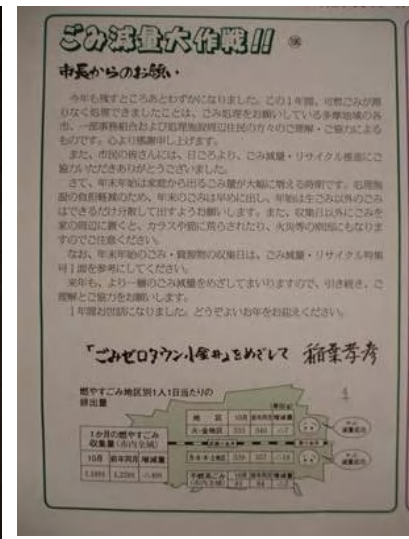
● 市報・ホームページの活用

市報「ごみ減量・リサイクル特集号」の発行、ホームページの活用

「ごみ減量・リサイクル特集号」を年4回(7/15、9/15、12/15、3/15号)発行し、カラー刷りでそれぞれ4ページ分を確保し、ごみ減量・リサイクルの啓発に取り組んでいます。

また、毎月15日号では、ごみに関するコラムを掲載し、強く呼びかけを行っております。

ホームページについても随時更新し、恒常的な啓発に努めています。



啓発について

● 出前講座・説明会など啓発事業

出前講座・説明会などの実施、小学生へのごみ減量・リサイクル啓発事業
自治会やサークル、小・中学校への出前講座や説明会を随時実施しています。

また、毎年ごみ・リサイクルカレンダーの表紙の絵を市内各小学校の4年生～6年生を対象に募集するなど子ども達に対しての啓発にも取り組んでいます。



啓発について

● 新たな啓発事業

新しいごみ減量啓発冊子とDVDを作成

平成24年度に、環境教育の一環として子どもたちへのごみ減量への関心を高めるため、新たにごみ減量啓発冊子とDVDを作成します。この冊子とDVDでは、「くるくるカメくん」をはじめとしたオリジナルキャラクターが、小金井市のごみの分別、ごみ処理のゆくえ及びリサイクルについてなどを分かりやすく解説します。



その他の施策



その他の施策

● リサイクル推進協力店認定制度(1)

リサイクル推進協力店認定制度

ごみ減量及び資源化に対する意識を啓発し、市民、事業者、行政が一体となり、市内における循環型社会の形成を推進することを目的とし、実施しています。

現在、ばら売り・量り売りや簡易包装の推進などを行っている、市内8店を認定しており、今後も、店舗数を拡大していく予定です。



その他の施策

● リサイクル推進協力店認定制度(2)

協力店名	所在地	営業内容・認定内容等
東都生活協同組合 産直のひろば グリーンハウス	本町 1-10-3	食料品の販売など。買い物袋の持参を奨励、ばら売りおよび量り売りの実施、紙パック、びんの自主回収の実施
くりやぶね	本町 1-12-6	惣菜の販売及び店内飲食など。簡易包装の推進、ばら売りおよび量り売りの実施
キッチン暁子	緑町 3-14-9	惣菜の販売。簡易包装の推進、ばら売りおよび量り売りの実施、使い捨て容器に入った商品の販売の抑制
(株)ダイエーグルメシティ 小金井店	本町 5-34-14	食料品の販売など。ポイント制によるレジ袋削減、簡易包装の推進、ばら売りおよび量り売りの実施、エコマーク商品およびリサイクル商品の販売の促進
合同会社西友小金井店	本町 5-12-4	食料品の販売など。ポイント制によるレジ袋削減、簡易包装の推進、ばら売りおよび量り売りの実施、エコマーク商品およびリサイクル商品の販売の促進
オリンピック小金井店	貫井北町 4-3-1	食料品の販売など。簡易包装の推進、ばら売りおよび量り売りの実施、エコマーク商品およびリサイクル商品の販売の促進、紙パック、トレイ、ペットボトル、ペットボトルキャップの自主回収の実施
イトーヨーカドー 武蔵小金井店	本町 6-14-9	食料品の販売など。レジ袋辞退者への経済的利益供与、簡易包装の推進、ばら売りおよび量り売りの実施、エコマーク商品およびリサイクル商品の販売の促進、紙パック、トレイ、ペットボトル、瓶、缶の自主回収の実施
大丸ピーコック 東小金井店	中町 2-23-23	食料品の販売など。レジ袋辞退者への経済的利益供与、簡易包装の推進、ばら売りおよび量り売りの実施、エコマーク商品およびリサイクル商品の販売の促進

その他の施策

● 集団回収の行政サポート

集団回収の行政サポート

集団回収を開始する団体は、市に集団回収実施団体として申請登録をしていただいています。

市では、奨励金の交付や、各団体が行き組む集団回収の実施状況を報告するなどの行政サポートにより、ごみ減量及び資源化における市民意識の向上及び活動の活性化を図っています。



その他の施策

● ふれあい収集事業

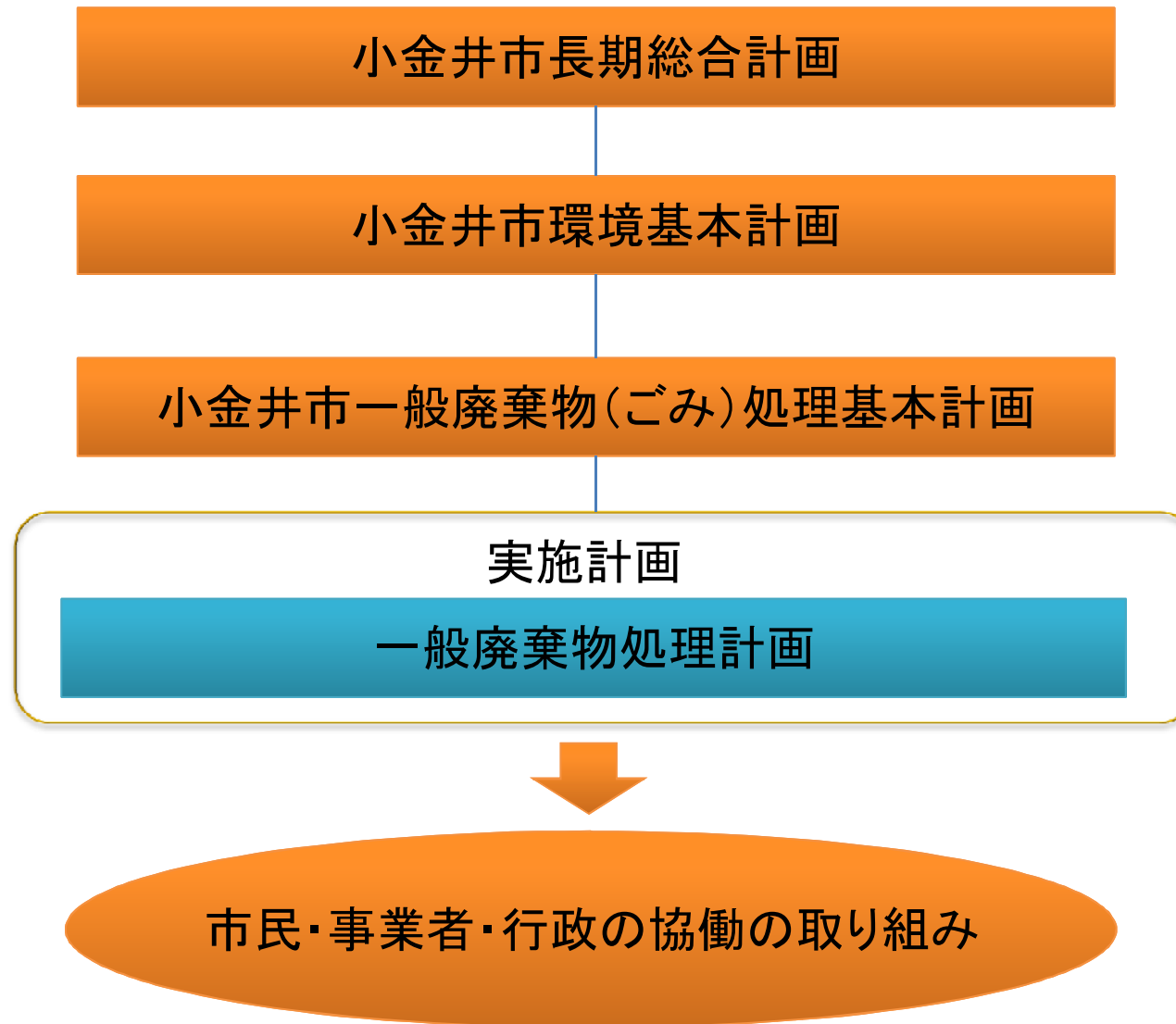
ふれあい収集事業

高齢者及び障害のある方の日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するため、家庭ごみを排出場所に持ち出すことが困難な高齢者又は障害のある方の世帯を個別に訪問して、家庭ごみを収集しています。

併せて、安否確認も行っています。



計画体系



ご静聴ありがとうございました。



終